

石川県公報

平成 24 年 10 月 4 日 (木曜日)

号 外

(第 62 号)

目 次

条 例		
石川県税条例の一部を改正する条例 (税務課)	1	石川県暴力団排除条例の一部を改正する条例 (警察本部) 3
石川県社会福祉会館使用料条例の一部を改正する条例 (厚生政策課)	2	

条 例

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十三号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(納税証明書の交付)

第五条 法第二十條の十の証明書(第四百四十四條及び第五百一一条の証明書を除く。以下この条において「納税証明書」といふ。)の交付を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、納税証明書一枚につき四百円とする。

3 第一項の手数料は、申請書に石川県証紙条例(昭和三十九年石川県条例第二十四号)に基づき県が発行する証紙(以下「証紙」といふ。)を貼り付けて納付しなければならない。ただし、証紙で納付することが困難であることについてやむを得ない事情がある場合は、現金で納付することができる。

4 知事は、災害その他特別の理由により第一項の手数料を納付させることが適当でない認めるとき、又は公益上特に必要がある認めるときは、手数料を減免することができる。

5 前各項に規定するもののほか、納税証明書の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

第八条の二第一項中「第二章」の下に「(第八条を除く。)」を、「第三章」の下に「(第十四条を除く。)」を加える。

第二十八条第六項中「第三百二十九条第五項」を「第三百二十九条第四項」に改め、同条第七項を削る。

第一百九条第一項中「石川県証紙条例(昭和三十九年石川県条例第二十四号)に基づき県が発行する」を削り、「はりつけ」を「貼り付け」に改め、同条第二項を削る。

第二百一十條第一項第二号中「に係る次に掲げる自動車の取得で知事が必要と認める」を「の取得で次に掲げる」に改め、同号口中「又は生業」を「生業その他の日常生活に必要不可欠な利用として規則で定めるもの(以下「日常生活支援利用」といふ。)」に改め、同号八中「通学、通院、通所又は生業」を「日常生活支援利用」に改め、同条に次の一項を加える。

4 身体障害者等の範囲については、規則で定める。

第二百一十條の十の員出し中「受領の手續等」を「交付等」に改め、同条第一項中「令第四十三條の十五第一項の規定により、省令第八條の二十八に規定する様式による申請書及び書面を知事に提出して同項の」を「法第四百四十四條の二十一第二項に規定する」に改め、同条に次の五項を加える。

7 第一項の規定による免税軽油使用者証の交付又は第五項の規定による免税軽油使用者証の書換え(免税軽油使用者証の記載事項の変更のうち、誤記等の訂正であつて免税軽油使用者、機械、車両又は設備に変更がないものを除く。)を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

- 8 前項の手数料の額は、免税軽油使用者証の交付又は書換え一件につき四百円とする。
- 9 第七項の手数料は、証紙で納付しなければならない。ただし、証紙で納付することが困難であることについてやむを得ない事情がある場合は、現金で納付することができる。
- 10 知事は、災害その他特別の理由により第七項の手数料を納付させることが適当でない認めるとき、又は公益上特に必要がある認めるときは、手数料を減免することができる。
- 11 前各項に規定するもののほか、免税軽油使用者証の交付等に関し必要な事項は、規則で定める。
 第百二十九条第三項中「石川県証紙条例に基づいて県が発行する」を削り、「はりつけ」を「貼り付け」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。
 第百四十一条第一項第三号中「次に掲げる自動車で知事が必要と認める」を「自動車で次に掲げる」に改め、同号口及び八中「通学、通院、通所又は生業」を「日常生活支援利用」に改め、同条第三項中「石川県証紙条例に基づいて県が発行する」を削る。
 第百九十二条第二項中「納税者」を「納税義務者」に改め、「石川県証紙条例に基づいて県が発行する」を削り、「はりつけてその税金」を「貼り付けて、狩猟税」に改め、同条第三項を削る。
 附則第十八条第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第百二十二条第一項第二号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第百四十一条第一項第三号の改正規定及び附則第十八条第一号の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定 公布の日
 二 第八条の二第一項の改正規定及び次項の規定 平成二十五年一月一日

(石川県行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

- 2 改正後の第八条の二第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の第八条の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 3 改正後の第百二十二条第一項第二号の規定は、平成二十四年四月一日以後の自動車の取得に対して課した、又は課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 4 改正後の第百四十一条第一項第三号の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(石川県手数料条例の一部改正)

- 5 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。
 別表三十の項を次のように改める。

三十	削除			
----	----	--	--	--

別表八十四の項を次のように改める。

八十四	削除			
-----	----	--	--	--

石川県社会福祉会館使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十四号

石川県社会福祉会館使用料条例の一部を改正する条例

石川県社会福祉会館使用料条例(昭和四十七年石川県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「会館の会議室及び大ホール(付属)」を「別表の区分の欄に掲げる会館の施設(附属)に、「会議室等」を「会館の施設」に、「別表に定める」を「それぞれ同表の使用料の欄に掲げる」に改め、同条第二項中「会

「講室等」を「会館の施設」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第二系関係)

区 分		使 用 料		
		午 前	午 後	全 日
		午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで
本 館	会議室 (E)	五〇〇円	七〇〇円	一、二二〇円
	会議室 (F)	一、〇二〇円	一、四二〇円	二、四四〇円
	会議室 (H)	八〇〇円	一、〇二〇円	一、八三〇円
	大ホール	三、六六〇円	四、九〇〇円	八、五六〇円
別 館	和室 (一)	一九〇円	二六〇円	四五〇円
	和室 (二)	一九〇円	二六〇円	四五〇円
	和室 (三)	一九〇円	二六〇円	四五〇円
	和室 (四)	一九〇円	二六〇円	四五〇円
	和室 (五)	一九〇円	二六〇円	四五〇円
	和室 (六)	一九〇円	二六〇円	四五〇円
	和室 (七)	一九〇円	二六〇円	四五〇円
	和室 (八)	一九〇円	二六〇円	四五〇円
	和室 (九)	一九〇円	二六〇円	四五〇円
	和室 (十)	一九〇円	二六〇円	四五〇円
	和室 (十一)	一、七〇〇円	二、二七〇円	三、九七〇円
	和室 (十二)	二九〇円	三九〇円	六八〇円
	研修室 (一)	一、四八〇円	一、九八〇円	三、四六〇円
	研修室 (二)	四九〇円	六六〇円	一、一五〇円
	研修室 (三)	四九〇円	六六〇円	一、一五〇円
	実習室 (園芸)	四九〇円	六六〇円	一、一五〇円
	実習室 (陶芸)	六七〇円	八九〇円	一、五六〇円

附 則

この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、別表の改正規定 (同表別館の部研修室 (二) の項及び研修室 (三) の項に係る部分に限る。) は、規則で定める日から施行する。

石川県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十五号

石川県暴力団排除条例の一部を改正する条例

石川県暴力団排除条例 (平成二十三年石川県条例第二十号) の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十二条の二第二項」を「第三十二条の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第五十三号) の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

